

自治令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の結果の公表について

No.	区分	案件名称(品名)	数量	契約日	契約の相手方 (所在地)	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (所在地/問合せ先)
1	当初	神戸市ホームページ ウェブアクセシビリティ 対応業務	1式	R5. 8. 10	特定非営利法人アイ・コラ ポレーション神戸 (神戸市中央区港島南町 1-5-2 神戸キメックセン タービル2階E室)	2,754,400	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当	市長室広報戦略部(神戸市 中央区加納町6-5-1/TEL: 322-5015)
2	当初	「広報紙KOBE」「区民 広報紙」の配布業務に 係る委託契約	1式	R5. 4. 17	公益財団法人神戸いきい き勤労財団 神戸市シル バー人材センター (神戸市中央区江戸町10 4番地)	(1)配布1部につき6円50 銭, 配布困難地域につ いては配布1部につき11 円。但し, 広報紙の頁数 が20頁以上になる場合 は, 配布1部につき7円 75銭, 配布困難地域につ いては配布1部につき12 円25銭。24頁以上になる 場合は, 配布1部につき 9円, 配布困難地域につ いては配布1部につき13 円50銭 (2)未配布世帯調査業務 等については50,000円 (3)北区地域情報紙を広 報紙とともに北区内各世 帯へ配布したとき, 配布1 部につき1円を支払う (4)事務費として前各号に かかる7%の金額 (5)消費税及び地方消費 税相当額として前各号に かかる10%の金額	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当	市長室広報戦略部 (神戸市中央区加納町6-5- 1/TEL: 322-5013)